
規 則

高知県卸売市場法に規定する証明書に関する規則をここに公布する。

令和2年8月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第58号

高知県卸売市場法に規定する証明書に関する規則

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第12条第3項に規定する同条第2項の規定により立入検査をする当該職員の身分を示す証明書は別記第1号様式に、同法第17条第1項及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第3条第1項の規定により同法第12条第2項の規定による立入検査をする当該職員の同条第3項に規定するその身分を示す証明書は別記第2号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。